

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 8 日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 鎌 田 紘 生

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 8 年 10 月 7 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 14 日 午前 10 時 00 分 場 所 徳島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 4 日 午前 10 時 00 分 場 所 徳島地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 15 日から 令和 8 年 10 月 16 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 8 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 210, 000 2, 568, 000	一括	642, 000	148, 650	29, 198
1	1, 500, 000				
2	1, 710, 000				
					</

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|---------------|
| 1 | 所 在 | 徳島市新南福島一丁目 |
| | 地 番 | 93 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 127.21 平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|--|
| 2 | 所 在 | 徳島市新南福島一丁目 93 番地、92 番地 |
| | 家屋 番号 | 93 番 |
| | 種 類 | 店舗・居宅 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 104.30 平方メートル
2 階 104.30 平方メートル
3 階 48.60 平方メートル |
- (現況)
- | | | |
|--|-----|----|
| | 種 類 | 居宅 |
|--|-----|----|

徳島地方裁判所からのお知らせ（入札時の注意点）

第1 この物件では、入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記1及び2の各書面は、**入札時に提出がないと無効**になります。また、**記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。**

◆ 入札書及び上記1の書面の書式は、BITのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、徳島地方裁判所の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

第2 入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書欄外の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。**不備があった場合、入札が無効になる場合があります。**

◆ その他入札に関してご不明な点は、徳島地方裁判所執行官室にお問合せください。

物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 19 日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 鎌 田 紘 生

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

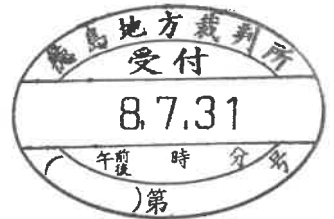
《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|---------------|
| 1 | 所 在 | 徳島市新南福島一丁目 |
| | 地 番 | 93 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 127.21 平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|--|
| 2 | 所 在 | 徳島市新南福島一丁目 93 番地、92 番地 |
| | 家屋 番号 | 93 番 |
| | 種 類 | 店舗・居宅 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 104.30 平方メートル
2 階 104.30 平方メートル
3 階 48.60 平方メートル |
- (現況)
- | | | |
|--|-----|----|
| | 種 類 | 居宅 |
|--|-----|----|

令和8年（ケ）第40号
令和8年7月6日受理
令和8年7月31日提出



現況調査報告書

徳島地方裁判所
執行官 池田周子

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 徳島市新南福島一丁目 |
| | 地 番 | 93 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 127.21 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 徳島市新南福島一丁目 93 番地、92 番地 |
| | 家屋 番号 | 93 番 |
| | 種 類 | 店舗・居宅 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 104.30 平方メートル
2 階 104.30 平方メートル
3 階 48.60 平方メートル |

不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		未実施（住居表示未実施地区）	
土地		物件 1	
現況地目	☒ 宅地 ☐ 雑種地 ☐		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ ☒ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者； A ☐ その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物		物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる （ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物 ） ☒ 種類： 居宅 ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者； A ☐ その他の者 上記の者が本建物を空家のまま動産類を残置した状態で占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者法人元代表者)	私は本件物件の所有者です。私ら家族は、令和7年3月頃に物件2から退去しています。数年前までは物件2建物の2階は債務者法人「有限会社石原家具」の事務所兼ショールームでしたが、退去時には家具屋の面影はなくなっており、居宅として使用していました。 居住していた頃は、多い時で猫6匹を飼っていました。 室内の大量の衣類・家具・その他の残置動産については買受人様で処分をお願いいたします。
その他の事項	
■1【物件の状況】 本件受命物件の状況は土地建物位置関係図、建物間取図、添付した写真のとおりであり、その占有関係は2枚目に記載のとおりであると認めた。 ■2【占有関係】 外観調査時に郵便受けに照会書を差し置いたが、立入調査時にそのままの状態に残置されていた。 立入調査したところ、物件2建物の電気はつかず、物件は空物件であった。(大量の衣類や家財道具等の残置動産あり) その他第三者が占有している徴表はなかった。 債務者法人元代表者 A の陳述などから、総合的に考慮し、空物件の状態で動産類を残置したまま A が所有,占有しているものと判断した。 ■3【土地の範囲・境界】 なお、法務局には法第14条第1項地図が備え付けられている。 ■4【接道】 物件1の東辺は幅員約6.3m舗装市道（住吉・新南福島線）に接面する。 （建築基準法第42条第1項第1号道路に該当） ■5【上水道・下水道】 上水道設備有り。公共下水道設備有り。 ■6【その他】 ・物件2建物（登記記録上;昭和47年1月27日新築）は築後約54年が経過しており、建物内外部ともに老朽化や損傷が著しい。建物内天井各所に雨漏り跡があるほか、床の軋み、壁に穴があいている箇所も確認した。（添付写真参照） ・現況調査時において、室内に居住実態はなく、室内カレンダー等から令和7年3月頃迄は A ら家族が居住していたものと推測する。 ・その他の物件の状況については、評価人作成評価書「特記事項」なども併せて参照されたい。	

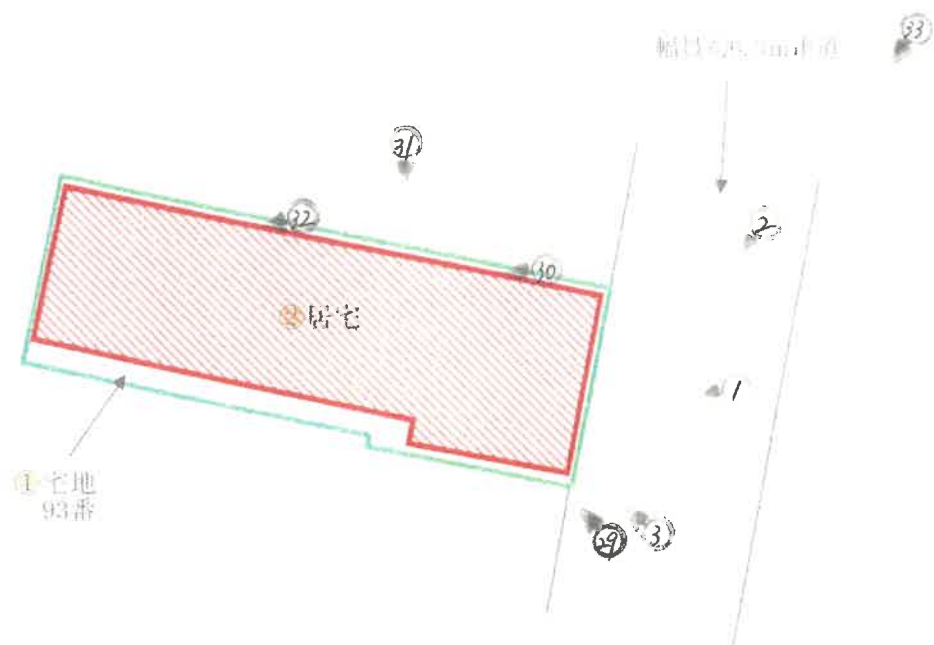
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年7月6日 (月) 15:50 - 15:55	当庁	法務局に対する公簿公図等交付請求書等作成準備
令和8年7月6日 (月) 15:56 - 16:01	当庁(郵送)	家屋平面図、間取り図等交付申請書準備
令和8年7月14日 (火) 11:30 - 11:53	物件所在地	物件確認、外観写真撮影
令和8年7月17日 (金) 12:30 - 13:35	物件所在地	立入調査、評価人帯同
令和8年7月17日 (金) 14:03 - 14:10	徳島市役所	公法上の規制等調査
令和8年7月17日 (金) 15:10 - 15:14	当庁(郵送/レターパック)	鍵の返却
(特記事項) ■ 令和8年7月17日 目的物件は不在が予想されたので、立会人を同行させて臨場した。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



〈土地公図写し〉
徳島市新南福島一丁目

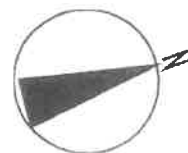


～土地建物位置関係図～

注) 現況及び公図等資料から推測される概略的な位置関係を図示したものであり、陸地境界、建物位置、筆界等を明示したものではありません。



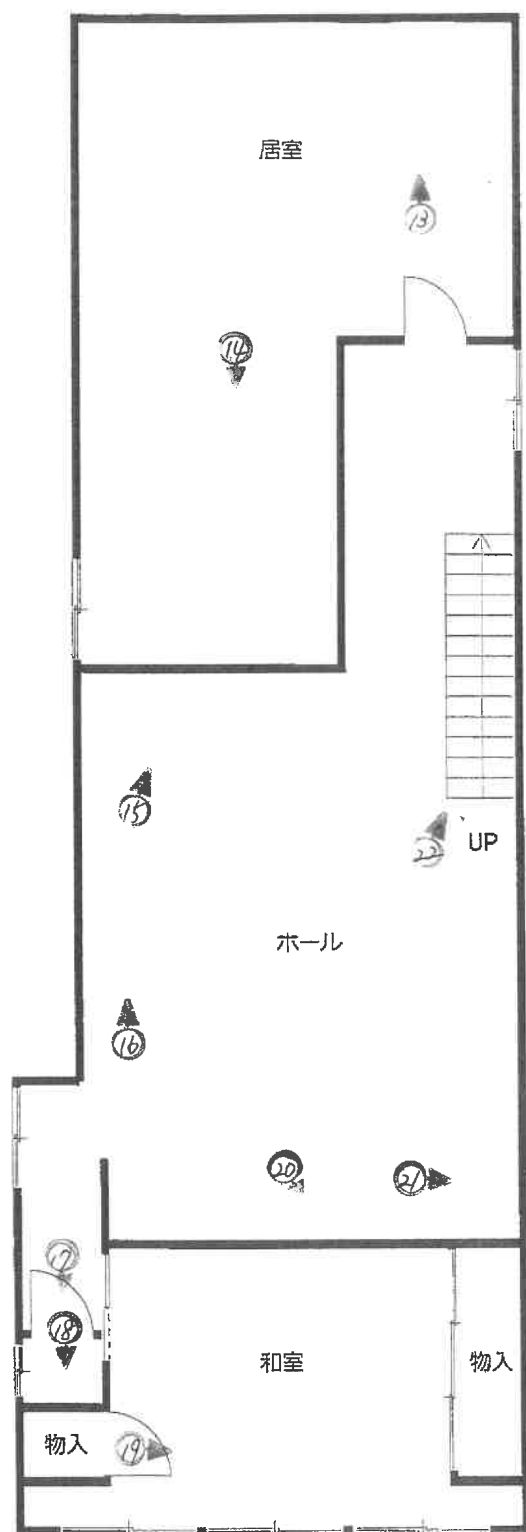
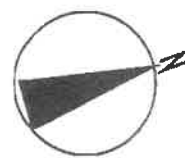
1/250



1 階

～ 間 取 図 ～

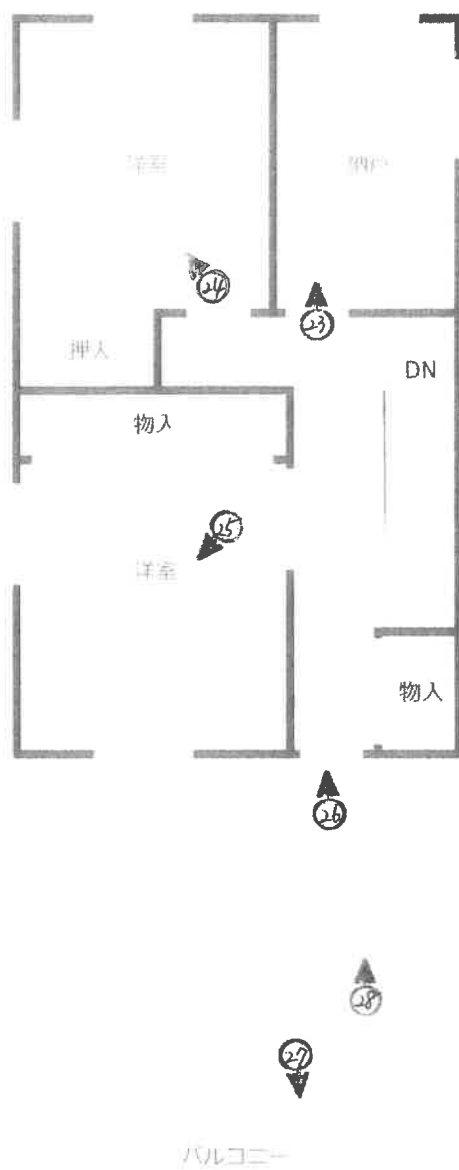
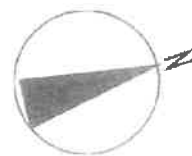
(これは簡略図面である)



2 階

～ 間 取 図 ～

(これは簡略図面である)



3 階

～ 間 取 図 ～

(これは簡略図面である)

登記年月日 令和3年3月23日

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
令和3年7月7日 徳島地方方法務局

登記官

地積測量図

地番 93

土地の所在 徳島市新南福島一丁目

求積表

測量点番号	X座標	Y座標	辺長 (m)	測量方法
03-2492	118890.738	98467.470	6.94	金属プレート
03-2497	118892.253	98460.702	0.23	金属プレート
03-2498	118892.306	98450.469	0.41	金属プレート
03-2499	118892.711	98460.546	5.34	金属プレート
03-2496K	118893.879	98456.328	6.65	金属プレート
03-2497	118895.334	98446.630	6.23	金属プレート
03-2498	118900.438	98449.991	1.16	金属プレート
03-2499	118901.576	98450.230	19.26	金属プレート
03-2491	118897.498	98469.053	6.94	金属プレート
面積			254.4247020	
周長			127.2125510	m

公式 $A = (1/2) \sum (X_n Y_{n+1} - Y_n X_{n+1})$

基準点座標値

基準点番号	X座標	Y座標	測量方法	縮尺係数
4-125	118904.486	98471.486	所定基準点	1.000019
4-139	118877.336	98431.739	所定基準点	1.000013
4-140	118868.796	98468.562	所定基準点	1.000019



拡大図 (1/50)



測量年月日 令和2年11月1日
測量系 徳島測量系IV (4)系
(単位: m)

測量点 境界杭等の埋設
(a) 金属棒
(b) 金属プレート等
(c) 交点、計算点

作成者

計画機関

縮尺 1/250

(A3からA4へ縮小)

1

受命物件の状況



2

受命物件の状況



3



4



物件2 ガレージ内

5



物件2 ガレージ内

6



物件2 1階

7



物件2 1階
台所

8



9



10



1階 風呂

11



1階 トイレ

12



13



物件2 2階

14



15



16



物件2 2階

17



18



19



物件2 2階

20



天井の雨漏り痕

21



22



壁紙の剥れ

23



物件2 3階

24



25



物件2 3階

26



27



屋上

28

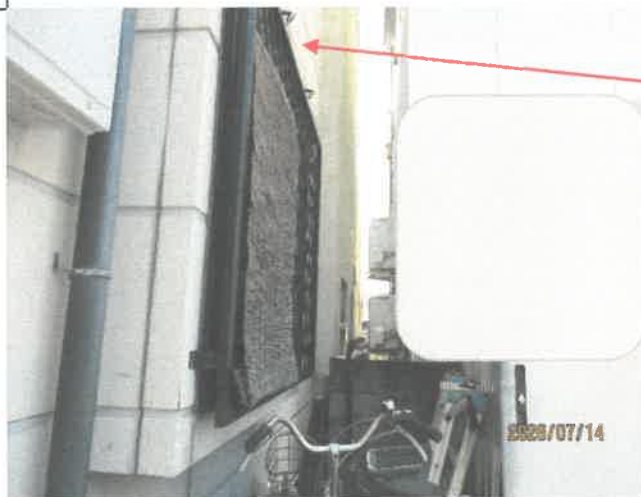


屋上

29

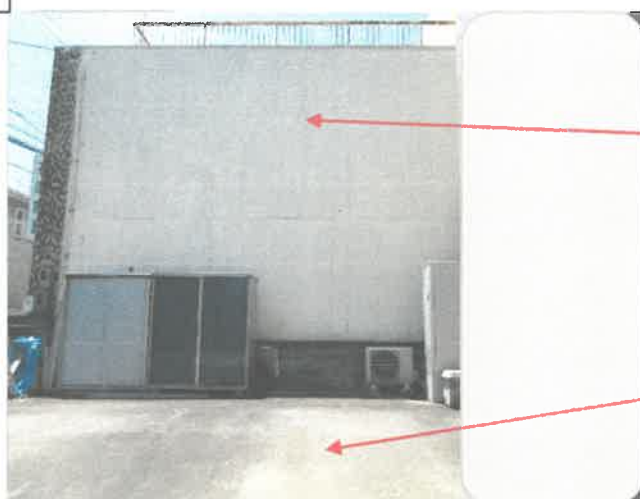


30



物件2

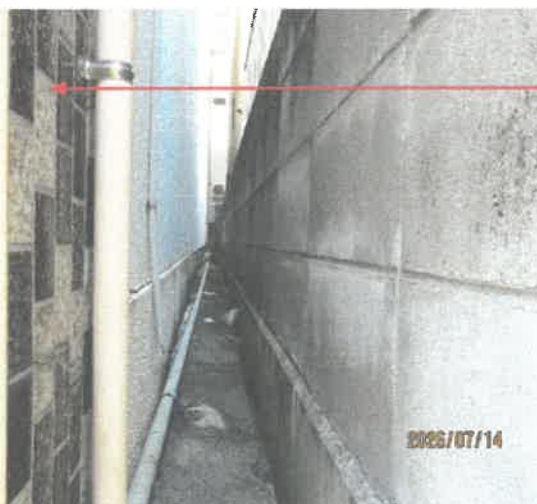
31



物件2

売却対象外土地

32



物件2

33

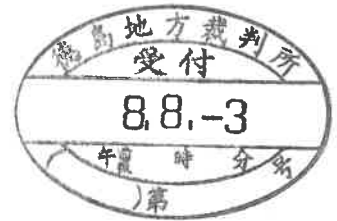


物件2

売却対象外土地

令和8年（ケ）第 40号
令和8年 7月17日 現地調査
令和8年 8月3日 評 価

徳島地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士
瀬 嶋 宏 典

第1 評価額

一 括 価 格			
金		3, 210, 000	円
内 訳 価 格			
物件 1 (土地)	金	1, 500, 000	円
物件 2 (建物)	金	1, 710, 000	円

- 1 一括価格は、物件 1， 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	徳島県徳島市新南福島一丁目 93番 宅地 127.21 m ²	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	徳島県徳島市新南福島一丁目93番地, 92番地 93番 店舗・居宅 鉄骨造陸屋根3階建 1階 104.30 m ² 2階 104.30 m ² 3階 48.60 m ²	居宅
番 号	特 記 事 項		
2	現況では、目的建物は建蔽率及び容積率オーバーの状態である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 高徳線「徳島」駅の南東方・約1.8km（道路距離） 最寄バス停「南福島町」の北東方・約190m（道路距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	付近は、戸建住宅、共同住宅、小工場等が混在する土地利用状況を呈する。中心市街地に位置する住宅地域であり、生活利便性は優れているものの、古くから木工業を中心とした小工場が点在してきた地域であるため、住宅・工場等が混在する土地利用となっている。今後も当面は現況利用が継続するものと予測される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都 市 計 画 区 分	市街化区域
	用 途 地 域	準工業地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	—
	その他の規制	—
画 地 条 件	地 積 : 127.21m ² 間 口 ・ 奥 行 : 間口約6.9m・奥行約19m 形 状 : ほぼ長方形 地 勢 : ほぼ平坦地 街路接面状況 : 中間画地 街路との高低 : ほぼ等高 そ の 他 : 特になし	
接 面 道 路 等 の 状 況	東 辺 : 幅員約6.3m舗装市道にほぼ等高に接面。 （住吉・新南福島線） 建築基準法第42条第1項1号道路に該当する。 ※上記幅員は現況での概測による。	
土地の利用状況等	・ 物件2（建物）の敷地等として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道	: あり（東側接面道路に本管あり）
	都 市 ガ ス	: あり（東側接面道路に本管あり）
	下 水 道	: あり（東側接面道路に本管あり）
周知の埋蔵文化財包蔵地の指定	徳島市埋蔵文化財包蔵地図によると、史跡埋蔵文化財地の範囲に含まれている。（遺跡名…徳島城下町跡，時代…近世，種別…武家屋敷跡・町屋跡）	
地下埋設物の有 無	現地調査において地下埋設物の存否を確認することができず詳細不明であり、専門機関による調査によらなければ確定できない。	
土壌汚染の有無	過去の地歴調査及び現地調査の結果から、目的土地に土壌汚染が存する可能性が特に高い利用用途は認められないものの、確定的には専門機関による調査が必要である。	
ハザードマップ	徳島市洪水・高潮ハザードマップによると洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域に該当する。	
特 記 事 項	・ 昭和45年当時の住宅地図及び登記記載等から、目的土地は当時から宅地として利用されてきた土地と推測される。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物（家屋番号93番）
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和47年1月27日新築 経 過 年 数：54年 経済的残存耐用年数：経済的耐用年数は満了している。
仕 様	構 造：鉄骨造陸屋根3階建 屋 根：陸屋根 外 壁：コンクリート、タイル張り等 内 壁：クロス貼り、板張り、タイル張り等 天 井：クロス貼り、板張り等 床：フローリング、カーペット、板張り、畳、土間コンクリート等 設 備：電気、水道等
床面積（現況）	概測により、登記面積とほぼ同じと認定した。
現 況 用 途 等	階 層：地上3階建 現 況 用 途：居宅 間 取 り：（別添間取図のとおり）
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	かつては事務所兼ショールームとして利用されていたが、その後居宅として利用されており、現在は空家となっている。 ※占有の状況等については、執行官作成の「現況調査報告書」を参照
有害物質使用の有無	アスベスト含有建材（成形板等）が使用されているか否かについては不明であり、詳細については専門機関による調査を要する。
特 記 事 項	・ 現況では、目的建物は建蔽率及び容積率オーバーの状態である。 ・ 築後約54年が経過しており、建物内外部ともに老朽化、損傷が著しく認められる。天井各所に雨漏りの痕跡があるほか、床の軋みや壁に穴があいている等、保守管理の状態は劣る。 ・ 室内には動産類や不用品、ゴミ等が大量に残置されており、荒れている。 ・ 建物に付随する各種付帯設備について、正常に作動するか否かは不明。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	80,800	0.87	127.21	0.80	7,154,000

ア 標準画地価格：（公示価格等からの規準）

◆ 地価公示地， 徳島-41

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $80,800 \text{ 円/㎡} \times 100.0 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 100 = 80,800 \text{ 円/㎡}$

- ・時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
- ・標準化補正： ほぼ標準的。
- ・地域格差： なし

イ 個別格差： 街路条件1.02，画地条件0.85，計0.87（相乗積）

ウ 地積： 登記面積を採用。

エ 建付減価： 地上建物及び工作物等の状況、配置の状態等を勘案して判定した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税等の課税も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	200,000	257.20	0.01	514,000

ウ 現価率

経済的耐用年数は満了している。そこで、建物の状態等を勘案し、査定上の残存価値として、現価率を1%と判定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	7,154,000	0.50	法定地上権	3,577,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	7,154,000	－ 3,577,000		0.60	0.70	1,500,000
2	514,000	＋ 3,577,000	1.00	0.60	0.70	1,710,000
一 括 価 格 (合 計)						3,210,000

ウ 占有減価修正： 特に要しない。

エ 市場性修正： 建物の老朽化、損傷等が著しいこと、残置物も多く、残置物の処理リスク等も大きいこと、旧耐震基準年次の建物で築古であること、現況及び構造等を考慮すると建物取壊しに際しては多大な費用を要すると思われること、その他対象物件に関する諸状況、地域における不動産市場の実態等を総合的に勘案すると、市場性にかなり劣る面があると判断し、上記のとおり市場性修正を行った。

オ 競売市場修正： 不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

◆地価公示地価格, 徳島-41

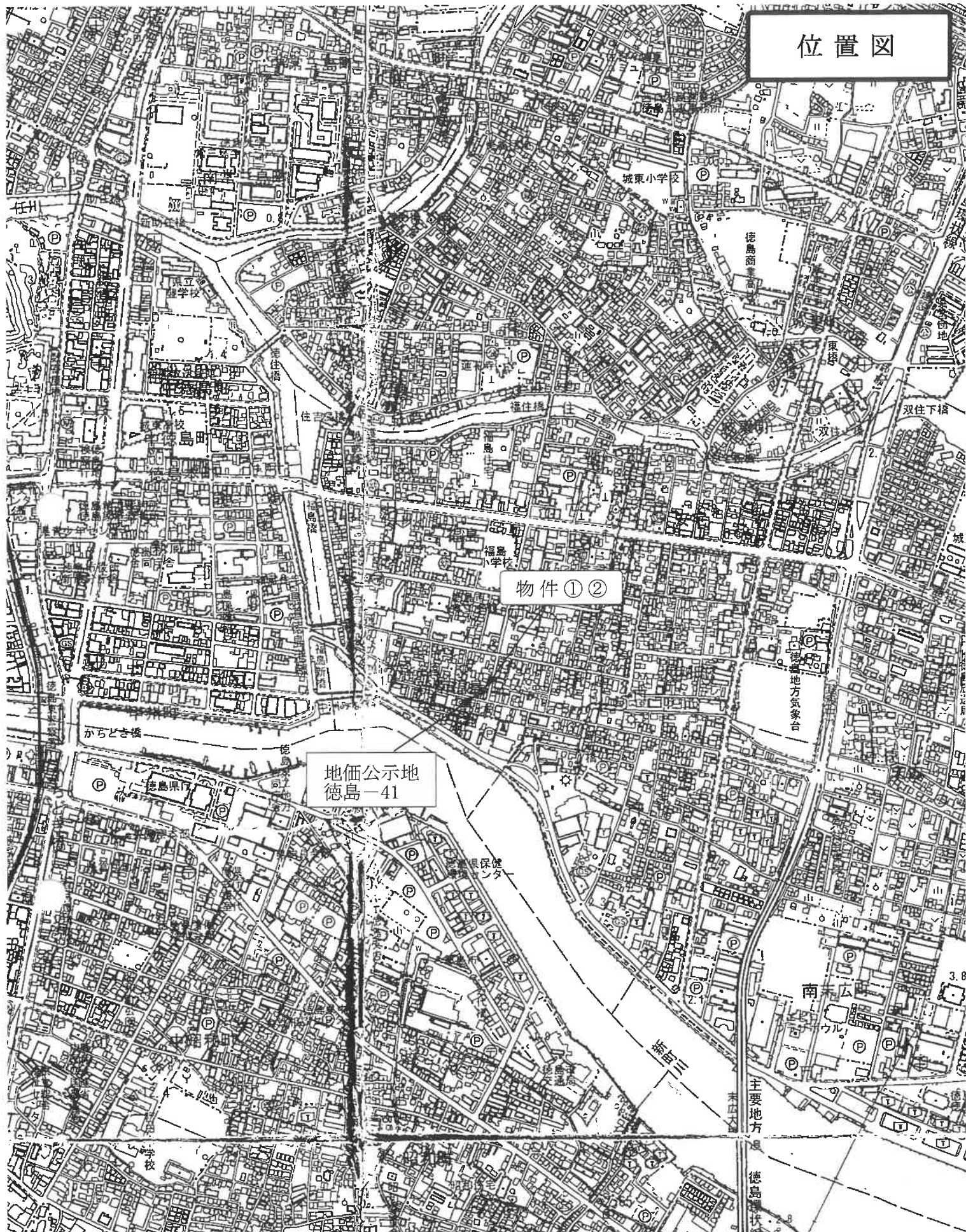
所 在 : 徳島県徳島市新南福島1丁目78番10
価 格 : 80,800円/㎡
位 置 : JR高徳線徳島駅の南東方約1.8km
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 231㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接 面 街 路 : 南側 5m市道
用 途 地 域 等 : 市街化区域(指定建蔽率60%, 指定容積率200%)
地 域 の 概 要 : 住宅、アパート、事業所等が混在する住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 土地公図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図

以 上

位置図



(出典：徳島市役所 平成24年作成 縮尺1万分の1『白図』)



登記年月日：令和3年3月23日

公用

令和8年7月7日 徳島地方支務局

地積測量図

地番 93

土地の所在 徳島市新南福島一丁目

求積表

測量点名	X座標	Y座標	辺長 (m)	境界線種別
03-2482	118890.738	88457.476	6.84	金属プレート値
03-2487	118892.253	88460.702	0.23	金属プレート値
03-2488	118892.306	88460.469	0.41	金属プレート値
03-2489	118892.711	88460.549	5.34	金属プレート値
03-2486K	118893.679	88456.328	6.65	交点、計算点
03-2487	118893.834	88448.830	5.23	金属プレート値
03-2486	118900.438	88449.891	1.16	金属プレート値
03-2489	118901.576	88450.230	19.25	金属プレート値
03-2491	118897.498	88459.053	6.94	金属プレート値
合 計			254.4247020	
面 積			127.213510	m ²
地 積			127.21	m ²

公式 $A = (1/2) \sum X_n \times (Y_{n+1} - Y_n - 1)$

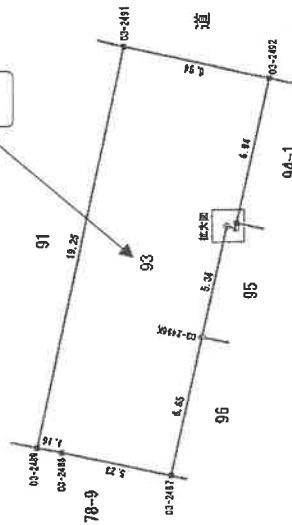
基準点座標値

基準点名	X座標	Y座標	種別	備 考
4-125	118904.485	88471.425	四角基準点	1.000019
4-139	118877.335	88431.739	四角基準点	1.000019
4-140	118868.786	88408.582	四角基準点	1.000019



物件①

4-125
①



拡大図 (1/50)



境界点	境界線の種別
●	金属プレート値
○	金属プレート値
(K)	交点、計算点

4-140
①

(単位: m)

測量年月日	令和2年11月1日
図 例	世界測地系 IV (4) 系

作成者

計画機関

縮尺 1/250

登記年月日：昭和47年3月22日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年7月7日 徳島地方庁

登記号

建物階平面図

7018882

9 3

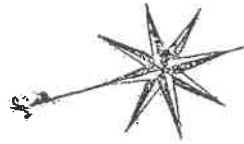
家屋番号

建物の所在 徳島市新南福島一丁目9番地・9番地

製作年月日
昭和47年参月拾八日

作者

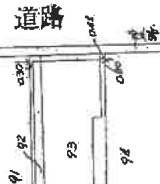
申請人



3 階

1 階
2 階
各階同型

物件②



96

540 x 900 m	486.000
床面積	486.00 m ²

540 x 900 m	486.000
540 x 900 m	486.000
合計	972.000
床面積	972.00 m ²

(日 国 策 15)

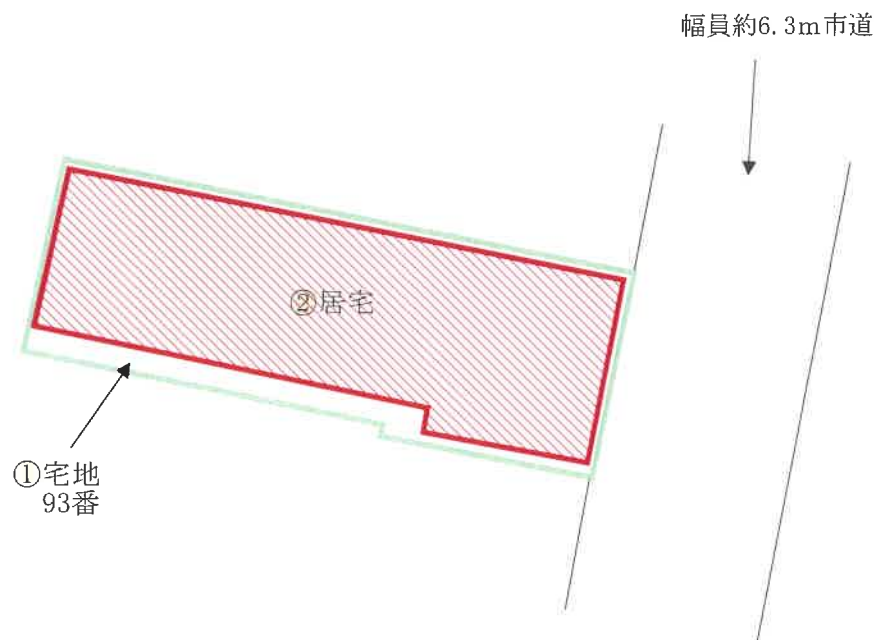
単位はメートル

縮 尺 1/200 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

昭和47年3月22日
平成

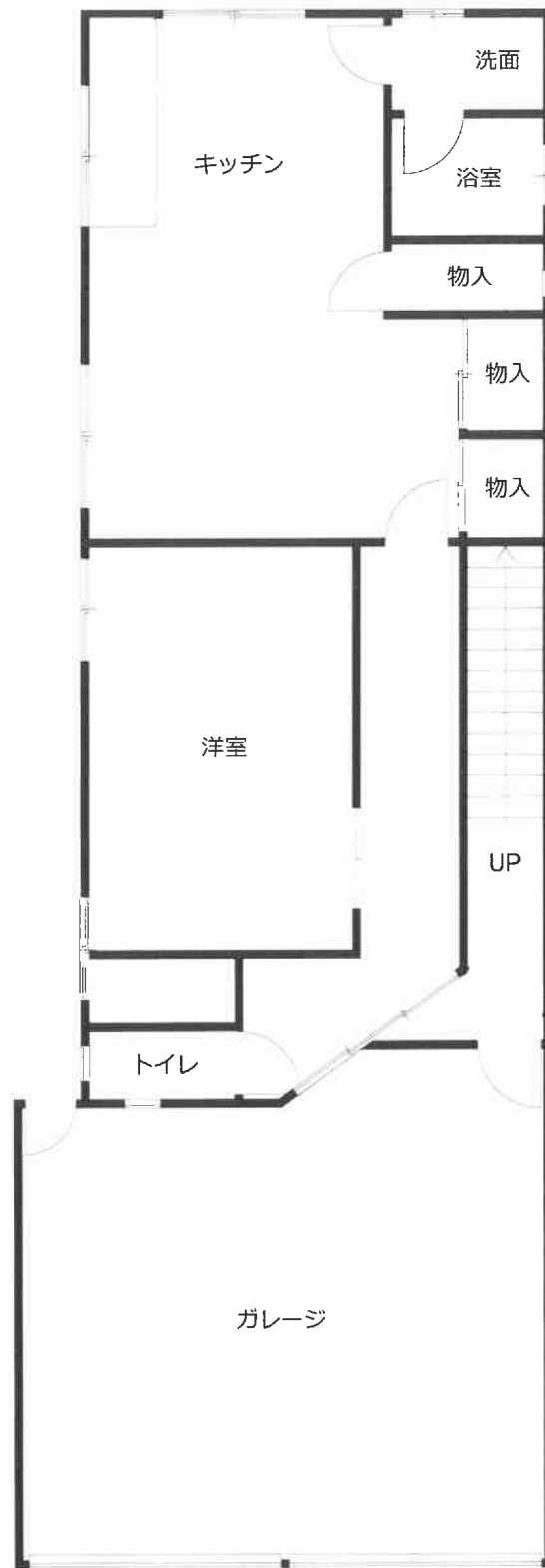
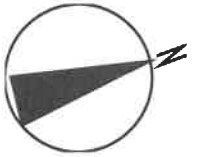
請求番号：17-3



～土地建物位置関係図～

注) 現況及び公図等資料から推測される概略的な位置関係を図示したものであり、隣地境界、建物位置、筆界等を明示したものではありません。

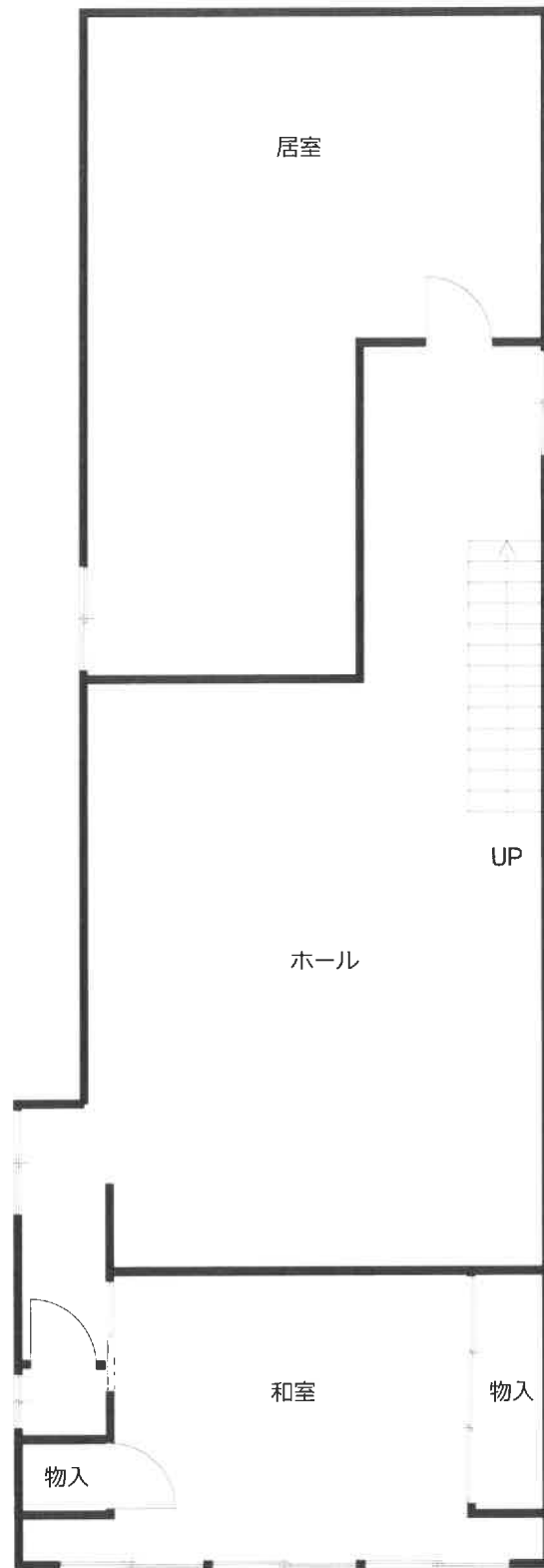
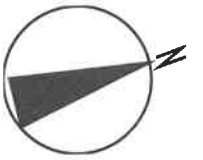




1 階

～ 間 取 図 ～

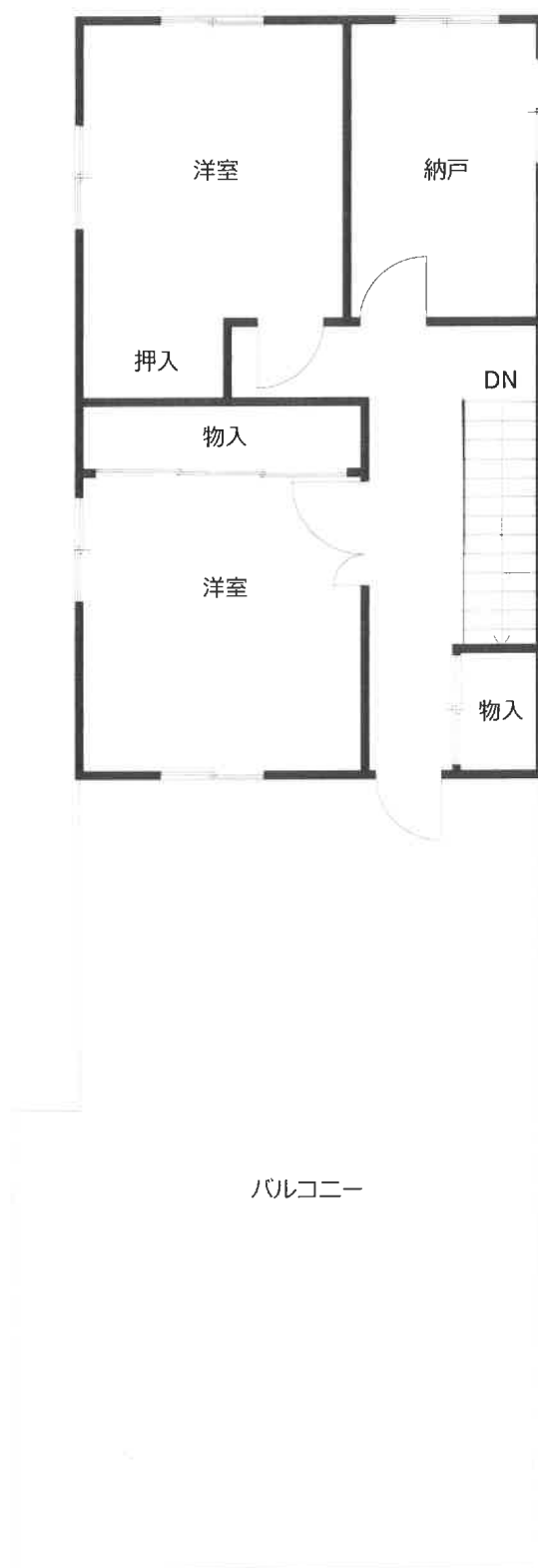
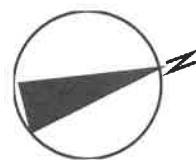
(これは簡略図面である)



2 階

～ 間 取 図 ～

(これは簡略図面である)



3 階

～ 間 取 図 ～

(これは簡略図面である)